

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

青年等就農計画（変更）不認定通知書

様

伊丹市長 印

あなたから 年 月 日に認定申請のあった青年等就農計画（変更）は、審査の結果、伊丹市青年等就農計画認定要綱第3条の認定基準に不適合と認め、計画（変更）を不認定と決定したので通知する。

記

不認定の理由：

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、伊丹市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。
- 3 上記1及び2にかかわらず、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。